

令和5年9月議会

生活環境委員会 報告資料

- | | |
|--------------------------|----|
| ○市有施設への急速充電設備の設置と運用について | 1頁 |
| ○旧臨海工場余熱利用施設借受者公募の実施について | 3頁 |

環 境 局

市有施設への急速充電設備の設置と運用について

1 福岡市地球温暖化対策実行計画での位置付け・取組み

福岡市は、脱炭素社会の実現に向け「2040年度 温室効果ガス排出量実質ゼロ」のチャレンジを掲げ、令和4年8月に策定した福岡市地球温暖化対策実行計画に基づいて、様々な取組みを進めている。

自動車（モビリティ）部門では、市民・事業者・行政が取り組む方向性の一つに「自動車の脱炭素シフトの推進」を位置づけ、関連する行政の取組として、充電・充てんインフラ整備を推進することとしている。

「福岡市地球温暖化対策実行計画」（抜粋）

●自動車（モビリティ）部門における市民・事業者・行政が取り組む方向性

- 1 公共交通等の利用
- 2 自動車の脱炭素シフトの推進
- 3 シェアリング等の推進

●関連する行政の取組み

充電・充てんインフラ整備の推進

2030年度までに、市内における急速充電設備 150基確保に向け、市有施設・公共用地を活用し、公共用充電設備の整備を進めるとともに民間施設での公共用充電設備の整備を支援します。

2 これまでの取組み

自動車部門では、電気自動車をはじめとする次世代自動車の普及を進めるため、市役所本庁舎や市総合体育館へ充電設備を設置するとともに、市民の方が利用できる民間充電設備の設置に対して補助を行うなど、充電環境の整備を進めてきた。

市内の急速充電設備設置数 58基（出典：一般社団法人チャデモ協議会 令和5年2月時点）

引き続き2030年度の150基確保に向け、市有施設への整備を進めるとともに、民間充電設備の整備を支援していく。

3 令和5年度設置の急速充電設備の概要

（1）令和5年度の設置箇所

令和5年度は、以下の市有施設へ5基を設置することとしており、既設の充電設備2基とあわせて7基に拡充される。

令和5年度設置	①福岡市立南体育館（南区塩原）
	②福岡市海浜公園（早良区百道浜）
	③西南杜の湖畔公園（城南区七隈）
	④西部工場（西区大字拾六町）
	⑤臨海工場（東区箱崎ふ頭）
既設	⑥市役所本庁舎（中央区天神）
	⑦福岡市総合体育館（東区香椎照葉）



(2) 供用開始日

令和6年2月（予定）

(3) 充電設備の利用可能日等

	利用可能日	利用可能時間	備考
福岡市立南体育館	年中無休	24 時間	
福岡市海浜公園	年中無休	7：00～23：00	駐車場営業日に同じ
西南杜の湖畔公園	年中無休	24 時間	駐車場営業日に同じ
西部工場	年中無休	24 時間	点検作業等による 清掃工場停電時は 利用不可
臨海工場	・1/1～1/3 以外 ・12/28（日曜日 の場合）以外	4～10 月 9：00～21：00* ※月曜日（同日が祝日なら翌平日） は9：00～17：00 11～3 月 9：00～17：00	点検作業等による 清掃工場停電時は 利用不可

(4) 利用料金

民間事業者により設置された充電設備との均衡を図るとともに、受益者負担の観点から、充電に際しては以下の料金を徴収する。

利用料金 660 円／30 分（開始 10 分まで一律 220 円、以降 1 分ごとに 22 円加算）

※利用にあたっては、事前の会員登録が必要。

※設置する場所が有料駐車場（福岡市海浜公園・西南杜の湖畔公園）での充電料金は、前述の充電料金から 30 分の駐車料金相当額を差し引いた金額を徴収。

※既設の市役所本庁舎の充電設備については、料金徴収システムに対応可能であることから、新設充電設備の供用開始にあわせて利用料金の徴収を開始する。同システムに対応していない市総合体育館の充電設備については、今後の設備更新にあわせた対応を関係局等と協議していく。

(5) 周知について

令和6年2月（予定）の供用開始に向けて、急速充電設備の利用方法や料金、既存充電設備の課金開始について、市ホームページや本庁舎充電設備でのお知らせ掲示等によって事前に周知を行う。

旧臨海工場余熱利用施設借受者公募の実施について

1 趣 旨

旧臨海工場余熱利用施設は、健康増進機能を有する臨海工場の地元還元施設として、平成14年4月から15年間のPFI事業により整備し、PFI事業期間満了後は、当該施設を本市が譲り受け、建物の有効活用として平成30年4月から民間事業者へ貸付を行ってきたが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和5年5月末をもって事業者が撤退したところである。

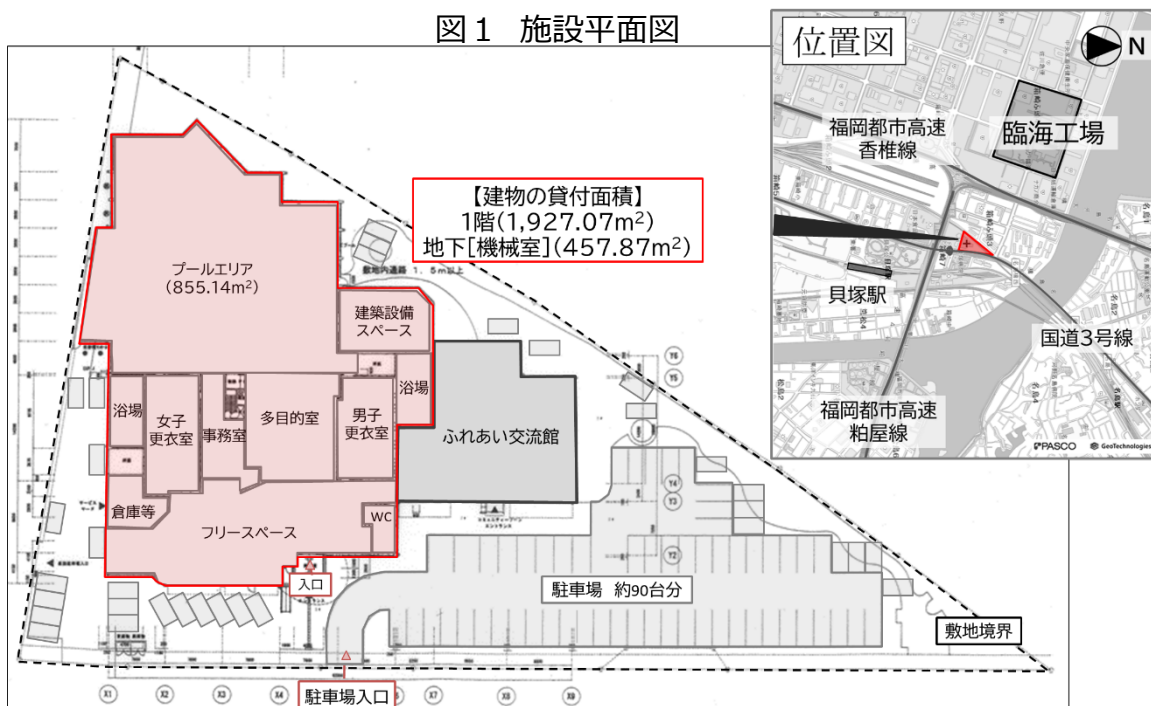
このため、現在の建物を活用した事業を行う民間事業者を公募にて選定するもの。

2 公募の概要

(1) 対象施設

名 称	旧臨海工場余熱利用施設
所在地	福岡市東区箱崎7丁目10番58号
土 地	総敷地面積 6,000.01m ²
建 物	貸付面積 2,384.94m ² (地上1階・地下1階付平屋建) ※ふれあい交流館除く 【内訳】1階(1,927.07m ²)、地下[機械室](457.87m ²) ※図1参照
竣 工	平成14年2月

図1 施設平面図



(2) 貸付期間

- 令和6年4月1日から令和16年3月31日まで（10年間）

(3) 事業者選定

- 事業者の選定に当たっては、計画に係る提案内容と価格を総合的に評価し、事業者を選定する『公募型プロポーザル方式』を実施する。
- 事業者の選定過程の透明性・公平性を確保するため、外部有識者を含めた評価委員会を設置して提案内容の評価を行い、その結果を参考に、市が優先交渉権者を決定する。

(4) 公募条件等

①応募者の構成等

応募者は、単独の企業又は複数の企業からなる企業等連合体とする。

なお、ふれあい交流館の管理業務について別途委託契約を締結し、市から委託料を支払う予定である。

②使用用途

事業内容は、これまでの健康増進施設としての活用経緯をふまえ、また、環境局として持続可能な社会の実現を促進するため、生活利便または環境に関連する事業とする。

(5) 主な評価項目（案）

応募者の提案内容と価格を総合的に評価する。

①内容評価

提案内容について、以下の3つの項目を基準に評価する。

評価項目	主な評価の視点
計画の実現性	・ 事業収支計画やスケジュール等
維持管理・運営	・ 施設全体の適切な日常管理や安全管理
生活利便、環境関連 事業の取り組み	・ 市民の生活利便性向上に寄与する事業内容 (市民の健康増進に資する取り組みの配点を高く設定する) ・ 脱炭素、資源循環、自然共生のまちづくりに寄与する事業内容

※今後、評価委員会の意見等を踏まえ、評価項目を変更する可能性あり。

②価格評価

・ 対象物件の貸付料 ・ ふれあい交流館の管理委託料

(6) 今後のスケジュール（予定）

